

千葉市教育委員会所管契約に係る入札参加資格等審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市教育委員会所管契約に係る入札参加資格等審査会設置要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、審査会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設計金額等)

第2条 要綱第2条第1項の設計金額（予定価格）は、単価契約、長期継続契約、債務負担行為及び継続費にあつては、契約期間中の執行予定総額による。

(審査の時点)

第3条 審査会の審査は、審査を要する契約の施行決定前に行う。

(審査会の運営)

第4条 審査会の審査を要する契約の所管課等の長（以下「所管課長等」という。）は、審査会へ付議する場合は、審査会資料（開催依頼書（様式第1号）、審査調書（様式第2号）、契約書案、仕様書案、その他資料等をいう。以下同じ。）を委員長へ提出する。

2 審査案件の説明は、原則として所管課長等が行うものとし、補助員として、当該案件の担当職員を同席させることができる。

3 要綱第6条に規定する庶務を担当する課は、審査会終了後に審査会の議事録（様式第3号）を作成する。

4 委員長は、審査結果通知書（様式第4号）により、所管課長等に通知する。

附 則

この要領は、平成25年 1月18日から施行する。